

JMSCA 認定自然保護指導員登録（新規・更新）の申請要領

この要領は、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会(以下 JMSCA と記す)の自然保護指導員の登録にあたっての要領を解説するものです。

JMSCA では、自然保護憲章※を尊重し、登山者の立場で山岳地域の自然環境を永く後世に引き継いでいくことを目指し、その保全と保護を推進するために自然保護指導員を認定する制度を設けています。自然保護指導員は加盟団体からの推薦を受けて JMSCA が認定するものです。

(※自然保護憲章についてはとじ込みを参照願います。)

自然保護指導員の資格（自然保護指導員規程第2条）

- 日本スポーツ協会公認のスポーツ指導者（アルパインクライミング）資格を保有しているか、または
- 自然観察等に造詣が深く、山岳環境保全活動のため指導又は啓発活動ができると認められる者

自然保護指導員の責務（自然保護指導員規程第3条）

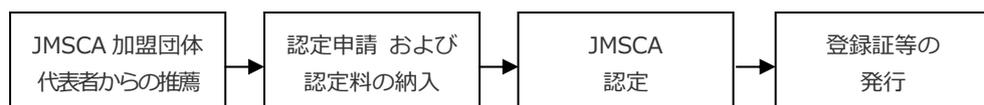
- 山岳自然環境の状況把握に努めるとともに、その保全等について協力を求める
- 自然環境保全等に関する知識・技術の研鑽に努める
- 山岳環境の現状について必要に応じ、その状況を関係機関に情報提供する

自然保護指導員の資格認定登録期間

- 5年間（4月1日から起算し、翌年の3月31日までを1年する）
- 新規の中途登録は同年の4月1日から起算

認定の取得までの手続き

- JMSCA が加盟団体の推薦を経て、JMSCA が認定
- JMSCA 加盟団体の研修会等に参加し、知識・技術の研鑽が求められています。
- 年齢制限はありません。



登録認定の申請

- 指定様式に、必要事項を記載し、加盟団体の代表者の承認を得て申請願います。

指定様式の入手

- エクセル版の様式の入手は次をクリックし、公式 HP からダウンロードで入手できます。
掲載ページの URL <https://www.jma-sangaku.or.jp/sangaku/?ca=16#documents>

申請の時期

- 更新の場合は更新年の3月15日までにお願います。

申請書に必要な書類

- 申請書（1通）
 - 送金票の写し（1通）
- ※電子フォーム（エクセルやPDF）での申請を受け付け致します。

申請先

- 郵送の場合
〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町便4番2号 JAPAN SPORT SQUARE 807
公社) 日本山岳・スポーツクライミング協会内 自然保護委員会
- メールの場合
info@jma-sangaku.or.jp
※申請書は個人情報を含みますので添付ファイルにはパスワードを付すなど、ご配慮をお願いいたします。
- FAX の場合
03-5843-1631

登録料納付

- 認定登録料 4,000円、更新登録料 2,000円
- 送金
郵便振替にて次の口座へ送金する
口座記号・口座番号 00110-5-546693
加入者名 公社) 日本山岳協会・スポーツクライミング協会
- 送金時のご注意

通信欄に自然保護指導員認定登録料内訳を記載願います。

例： 認定登録 4000円×〇〇名、更新登録 2000円×〇〇名

※登録料につき、現金での納付を避けてください。

- 登録辞退報告書の様式（現寸が A 4 版を縮小表示しています）

公益社団法人 日本山岳・スポーツクライミング協会 自然保護指導員 登録辞退報告書						
認定番号	氏名	性別	住所	辞退理由	備考	
(記載例)	富士山 太郎	男	〒 150-8050 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 Japan Sport Olympic Square 807			
1			〒			
2			〒			
3			〒			
4			〒			
5			〒			
6			〒			
7			〒			
8			〒			

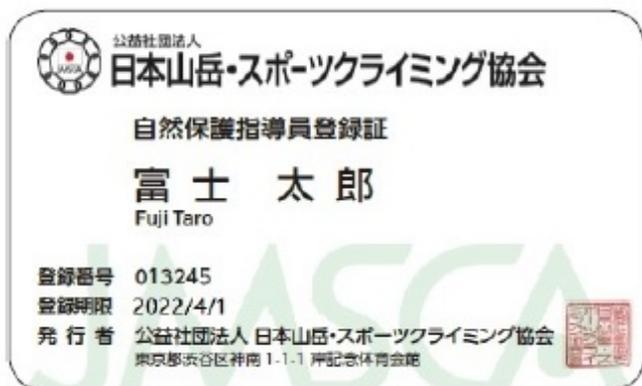
年 月 日

(公社) 日本山岳・スポーツクライミング協会 会長 署 _____ 連盟 (協会) 会長 _____ 印

(参考) 公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会自然保護指導員規程

<p>(目的)</p> <p>第1条 公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会（以下、「本協会」という。）は、自然保護憲章を尊重し、登山者の立場で山岳地域の自然環境を永く後世に引き継いでいくことを目指し、その保全と保護を推進するために自然保護指導員（以下、「指導員」という。）の制度を設ける。</p> <p>(資格)</p> <p>第2条 指導員は、次の各号のいずれかに該当する者のうちで都道府県山岳連盟又は協会（以下、「所属岳連」という。）会長が推薦し、本協会会長が認定・登録した者とする。</p> <p>(1) 公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者（山岳）。</p> <p>(2) 自然観察等に造詣が深く、自然環境保全のため指導又は啓発活動ができる者と認められる者。</p> <p>(責務)</p> <p>第3条 指導員は、活動中は常に登録証（様式第1号）を携帯及び腕章（様式第2号）又はワッペン（様式第3号）を着用し、山岳自然環境の状況把握に努めるとともに、必要に応じ所属岳連の構成員又は一般登山者に自然環境の保全等について協力を求めるものとする。</p> <p>2 指導員は、本協会及び所属岳連が実施する講習会・研修会等に出席し、自然環境保全等に関する知識・技術の研鑽に努めるものとする。</p> <p>3 指導員は、山岳環境の現状について必要に応じ、その状況を関係機関に情報提供するものとする。</p> <p>(登録)</p> <p>第4条 指導員は、本協会に登録されることにより、その資格を生じる。</p> <p>2 指導員の登録の手続き及び登録料は、別に定めるところによる。</p>	<p>(登録更新)</p> <p>第5条 指導員は、原則として5年毎に登録更新を行うものとする。ただし、第1回目の登録更新に当たっての期間の計算は、指導員認定の日から最初の3月31日までの期間を1年として計算する。</p> <p>2 更新の時期は、5年毎4月1日とする。</p> <p>3 更新の手続き及び更新料については、別に定めるところによる。</p> <p>(資格の喪失)</p> <p>第6条 指導員は、次の各号のいずれかに該当するなど指導員としてふさわしくないと本協会会長が認め、常務理事会が承認したときは、その資格を喪失する。ただし、指導員が死亡したときは、本文の規定にかかわらず、死亡をもって資格を喪失したものとみなす。</p> <p>(1) 自然保護関係法令に違反するなど自然保護の精神に反する行為をしたものと認められる者。</p> <p>(2) 本協会又は所属岳連の定款及び諸規程に違反した者。</p> <p>(3) 登録の更新を行わなかった者。</p> <p>(規程の改廃)</p> <p>第7条 この規程は、理事会で改廃することができる。</p> <p>付則</p> <p>この規程は、昭和61年4月1日から施行する。</p> <p>平成17年11月14日に一部改定。</p> <p>平成20年4月1日から施行する。</p> <p>平成26年5月20日から施行する。</p> <p>平成29年9月14日から施行する。</p> <p>令和元年7月11日から施行する。</p>
--	---

(参考) 自然保護指導員登録証 (新規登録および登録更新の都度発行)



(参考) 自然保護指導員ワッペン (新規登録時に発行)



(参考) 「自然保護憲章」抜粋

<p style="text-align: center;">自然保護憲章</p> <p style="text-align: center;">-----(冒頭略)----</p> <p>自然の厳粛さに目覚め、自然を征服するとか、自然は人間に従属するなどという思いあがり捨て、自然をとうとび、自然の調和をそこなうことなく、節度ある利用につとめ、自然環境の保全に国民の総力を結集すべきである。</p> <p>よってわれわれは、ここに自然保護憲章を定める。</p> <p style="text-align: center;">自然をとうとび、自然を愛し、自然に親しもう。 自然に学び、自然の調和をそこなわないようにしよう。 美しい自然、大切な自然を永く子孫に伝えよう。</p> <p>一 自然を大切にし、自然環境を保全することは、国、地方公共団体、法人、個人を問わず、最も重要なつとめである。</p> <p>二 すぐれた自然景観や学術的価値の高い自然は、全人類のため、適切な管理のもとに保護されるべきである。</p>	<p>三 開発は総合的な配慮のもとで慎重に進められなければならない。それはいかなる理由による場合でも、自然環境の保全に優先するものではない。</p> <p>四 自然保護についての教育は、幼い頃からはじめ、家庭、学校、社会それぞれにおいて、自然についての認識と、愛情の育成につとめ、自然保護の精神が身についた習性となるまで、徹底をはかるべきである。</p> <p>五 自然を損傷したり、破壊した場合は、すべてすみやかに復元につとめるべきである。</p> <p>六 身近なところから環境の浄化や緑の造成につとめ、国土全域にわたって美しく明るい生活環境を創造すべきである。</p> <p>七 各種の廃棄物の排出や薬物の使用などによって、自然を汚染し、破壊することはゆるされないことである。</p> <p>八 野外にごみを捨てたり、自然物を傷つけたり、騒音を出したりすることは、厳しく慎むべきである。自然をとうとび、自然を愛し、自然に親しもう。</p> <p>九 自然環境の保全にあたっては、地球の視野のもとに、積極的に国際協力を行うべきである</p> <p style="text-align: right;">昭和 49 年 6 月 5 日 自然保護憲章制定国民会議</p>
---	---